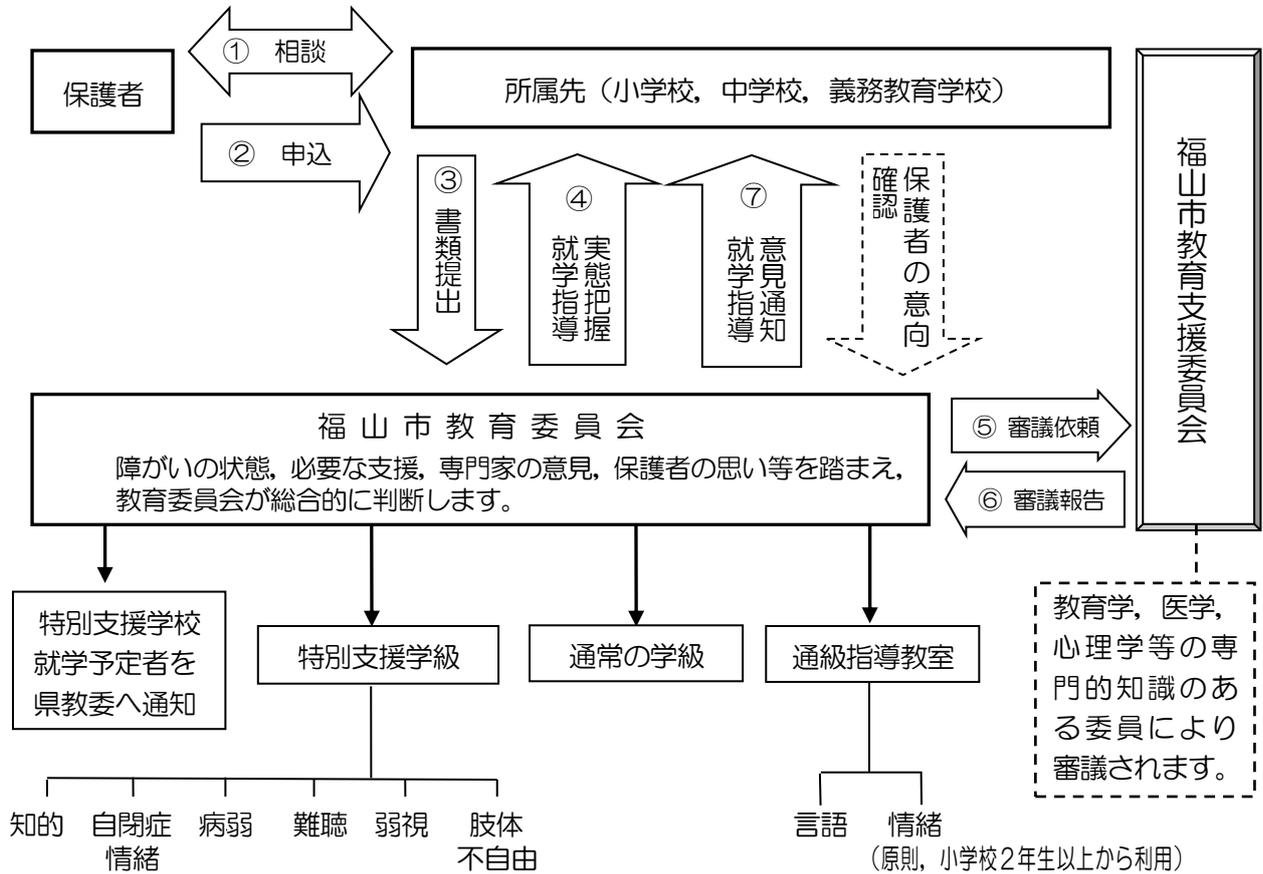


就学指導の体系と手続きの流れ

(①～⑦は手続きの順序)

特別支援学級等の就学先を決めるにあたっては、所属先の先生方等と相談していただくとともに、不安に思われることや、わからないことがありましたら、教育委員会の担当者にお尋ねください。
また、特別支援学級等の見学を希望される場合は、見学先の学校に連絡してください。

教育委員会 学びづくり課 人権教育担当 928-1170
就学支援室 924-5558



番号	項目	時期	留意事項等
①	相談	随時	所属先等で就学相談等を行う
②	申込	8月末日 (在籍6年生は8月5日)	提出書類 (●必須, ○必要に応じて) 保護者 ● 就学指導審議申込書 1部 ○ 診断書, 検査結果等 ※ 所属先等を通じて, 就学指導審議申込書, 就学指導資料等を教育委員会に提出 (確認: 心理検査等の実施, 療育手帳, 身体障がい者手帳等)
③	書類提出	※切が土日の場合は前日まで	
④	実態把握 就学指導	9月～12月	所属先等での実態把握, 面談の実施 (必要に応じて)
⑤	審議依頼		福山市教育支援委員会に適切な就学先について審議を依頼
⑥	審議報告		教育委員会へ審議結果を報告
⑦	意見通知 就学指導	10月～1月	依頼先所属長及び関係学校長に審議意見報告書を通知
	保護者の意向報告	通知が届いて一週間程度	所属長は, 保護者の意向を確認し教育委員会に報告

※ 特別支援学校への就学には、特別支援学校での教育相談が必要です。